

広島県選挙管理委員会告示第七十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、江田島市選挙管理委員会から報告があった。

令和五年十二月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
是長消防屯所	江田島市沖美町是長387番地3	令和5年12月1日
飛渡瀬老人集会所	江田島市大柿町飛渡瀬322番地2	令和5年12月1日